

平成29年第2回

大空町議会臨時会会議録

- ・招集 平成29年5月19日
- ・開会 平成29年5月19日
- ・閉会 平成29年5月19日

大空町議会

大空町議会会議録

1 応招議員は次のとおりである。

1番	上	地	史	隆	7番	齋	藤	宏	司	
2番	田	中	裕	之	8番	松	岡	克	美	
3番	原	本	哲	己	9番	欠員				
4番	沢	出	好	雄	10番	後	藤	幸	太	郎
5番	品	田	好	博	11番	深	川		昇	
6番	松	田	信	行	12番	近	藤	哲	雄	

2 不応招議員は次のとおりである。

3 出席議員は応招議員と同じである。

4 欠席議員は不応招議員と同じである。

5 会議事件のために出席した者は次のとおりである。

町 長

副 町 長 総 合 支 所 長

会 計 管 理 者 総 務 課 長

住 民 課 長 福 祉 課 長

産 業 課 長 建 設 課 長

建 設 課 参 事 地 域 振 興 課 長

住 民 福 祉 課 長 総 務 課 主 査

教 育 長 生 涯 学 習 課 長

生 涯 学 習 課 参 事

6 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長、主査

7 会議事件及び議事日程は別紙のとおりである。

平成29年第2回大空町議会臨時会議事日程

第1号 平成29年5月19日(金) 10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議会運営委員会審査報告
- 日程第3 会期の決定について
(諸般の報告)
- 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 議案第30号 物品の購入について
- 日程第10 議案第31号 物品の購入について
- 日程第11 議案第32号 物品の購入について
- 日程第12 議案第33号 物品の購入について
- 日程第13 議案第34号 工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第35号 工事請負契約の締結について
- 日程第15 議案第36号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)

出席説明員の報告

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席する者は次のとおり。

町 長 山下 英二

2. 大空町長の委任を受けて説明のため出席する者は次のとおり。

副町長	川口 明夫	総合支所長	菊地 教男
会計管理者	平田 義和	総務課長	藤田 勉
住民課長	山本 勝栄	福祉課長	南部 猛
産業課長	佐々木 徳幸	建設課長	佐藤 幸史
建設課参事	高島 清和	地域振興課長	伊藤 裕幸
住民福祉課長	星加 政志	総務課主査	土田 康裕

3. 大空町教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席する者は次のとおり。

教育長	渡邊 國夫	生涯学習課長	田中 信裕
生涯学習課参事	田端 久剛		

4. 本議会の事務に従事する者は次のとおり。

事務局長 熊谷 裕幸 主査 石川 大樹

以上のとおり報告する。

平成29年 5月19日

大空町議会議長 近藤 哲雄

諸 般 の 報 告

《平成29年3月8日～5月19日》

- 3月 8日 第19回総務厚生常任委員会、第20回産業建設文教常任委員会
第19回総務厚生・第20回産業建設文教合同常任委員会
9日～13日 予算審査特別委員会
13日 第20回総務厚生・第21回産業建設文教合同常任委員会
14日 第11回議員協議会、第21回総務厚生常任委員会
15日 女満別中学校第46回卒業証書授与式
東藻琴中学校第70回卒業証書授与式
広域穀類乾燥調製貯蔵施設建設工事安全祈願祭
16日 東藻琴幼稚園卒園式
17日 女満別幼稚園卒園式
18日 女満別小学校第53回卒業証書授与式
21日 女満別建設業協会第55回通常総会
22日 東藻琴小学校第70回卒業証書授与式
23日 ことぶき大学卒業式・修了式
27日 大空町教育懇話会
30日 第22回総務厚生常任委員会、第22回産業建設文教常任委員会
第22回総務厚生・第22回産業建設文教合同常任委員会
- 4月 6日 女満別小学校入学式、東藻琴小学校入学式
東藻琴中学校入学式
7日 女満別中学校入学式、女満別町農業協同組合通常総会
10日 女満別幼稚園入園式、東藻琴幼稚園入園式
女満別農民協議会定期総会、女満別高等学校入学式
11日 東藻琴高等学校入学式
12日 大空町教育懇話会
14日 第1回議会広報常任委員会
15日～16日 札幌大空町東藻琴会ふるさとの集い（札幌市）
17日 ことぶき大学入学式・進級式
24日 第2回議会広報常任委員会
26日 第1回総務厚生・第1回産業建設文教合同常任委員会
第1回総務厚生常任委員会、第1回産業建設文教常任委員会
- 5月 1日 湖水開き安全祈願祭
3日 芝桜まつりオープニングセレモニー
8日 第3回議会広報常任委員会
11日 北海道における空港運営戦略推進シンポジウム
16日 第1回議会運営委員会
オホーツク町村議会議長会定期総会（置戸町）
18日 平成29年度大空町商工会通常総会
19日 平成29年第2回臨時会

(開会 午前10時00分)

◎開会宣告

◇議 長 おはようございます。

ただいまから平成29年第2回大空町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

◇議 長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、8番 松岡克美議員及び10番 後藤幸太郎議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会審査報告

◇議 長 日程第2 議会運営委員会審査報告を行います。

議会運営委員会審査の結果について、委員長から報告の申し出がありますので、これを許します。

議会運営委員会委員長 松岡克美議員。

◇議会運営委員会委員長 おはようございます。

議会運営委員会の審査結果を報告いたします。

本臨時会を開くに当たり、5月16日及び本日、議会運営委員会を開催をし、会期等について協議をいたしました。

今臨時会には、町長から提出されております案件が12件であります。

したがって、本臨時会の会期は、5月19日、本日1日限りが妥当であると判断をいたしました。

以上、議会運営委員会の審査報告といたします。

◇議 長 これで議会運営委員会審査報告は、終わりました。

◎日程第3 会期の決定について

◇議 長 日程第3 会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほどの議会運営委員会審査報告のとおり、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎諸般の報告

◇議 長 この際、諸般の報告を行います。

事務局長に報告いたさせます。

事務局長。

◇議会事務局長 諸般の報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は一覧表として配付しているとおりであります。なお、職務の都合により、一部に異動がある場合がありますことを御了承願います。

本日の議事日程は、配付しております日程表のとおりであります。

前議会から本日までの議会の動向につきましては、お手元に配付しているとおりであります。以上でございます。

◇議 長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

◇議 長 日程第4 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の1ページでございます。

「承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求め。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書の3ページでございます。

専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

議案書の5ページから15ページにつきましては、改正条文を記載しておりますが、改正内容につきましては、配付されております議会参考資料において説明を申し上げますので、参考資料の1ページをお開き願いたいと思います。

大空町税条例の一部を改正する条例の概要であります。

改正の趣旨です。

平成29年度税制改正において、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の成長力の底

上げなどの観点から、個人住民税の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しを行いました。

環境への負荷の少ない自動車税を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適応期限を平成31年3月31日まで延長する等の措置を講じました。

居住用超高層建築物に係わる新たな固定資産税の税額の算定方法の導入を行いました。

税制上の措置を講じる改正を盛り込んだ地方税法及び航空燃料譲与税の一部を改正する法律が施行され、併せて地方税法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、次のとおり、大空町税条例の一部を改正いたしております。

項目です。一つ目は、個人町民税です。

(1) 個人の町民税の非課税の範囲につきましては、第24条を改正しています。

(2) にあります個人の町民税の所得割の非課税の範囲につきましては、附則の第5条を改正しております。

こちらの改正につきましては、地方税法改正に併せて改正をしております。

配偶者特別控除について、配偶者控除と同じ所得控除額33万円の対象となる配偶者の前年の合計所得、現行が38万円を超えて45万円未満のものです。

その上限を90万円、給与所得のみの場合、給与収入155万円に引き上げました。こちらの施行期日につきましては、平成31年1月1日となっております。

続きまして、項目の(3)です。

所得割の課税標準につきましては、第33条を改正しております。

(4) 配当割額又は株式等譲渡所得割の控除については、第34条の9を改正しています。

(5) にあります上場株式等に係る配当所得等に係わる町民税の特例です。

こちらは附則の第16条の3を改正しております。

(6) 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、附則の第20条の2を改正しております。

続いて2ページ目の上段になります。

(7) であります。条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例については、附則の第20条の3でございます。

こちらの改正につきましては、1ページの下段の方になります。

特定上場株式等に係る配当所得等については、所得税・住民税ともに①総合課税、②申告不要(源泉徴収のみ)になっております。

③申告分離課税のいずれかを選択できることとされているところ、所得税の確定申告書が提出された場合であっても、その後に個人住民税の申告書が提出された場合には、後者の申告書に記載された事項を基に課税できることなどを明確化してお

ります。

なお、株式等譲渡所得割については、総合課税は選択できないが、源泉分離課税を選択できることとなっております。

また、租税条約（取決め）であります。締結相手国の投資事業組合等を通じて国内に住所を有する者に支払われる配当等についても、同様の改正をしました。

こちらの（３）から（７）につきましての施行期日は、平成２９年４月１日となっております。

２ページにお戻りください。項目の（８）であります。

肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例であります。

関係条例は、附則の第７条です。

改正内容は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例（所得割額の免除）ですけれども、適用期間をさらに３年延長しております。

こちらについては、平成２９年４月１日から施行となっております。

（９）優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例です。

関係条例は、附則の第１７条の２です。

内容につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（所得割額の軽減）について、適用期限をさらに３年延長しております。こちらの施行期日は、平成２９年４月１日からとなっております。

続いて２番目の法人法人税です。

（１）の法人町民税の申告納付です。改正条文につきましては第４８号です。

（２）の法人の町民税に係る不足税額の手続きについては、関係条例については、第５０条です。

こちらについての改正内容は、地方税法の改正に併せて改正をしております。

地方税法の改正に伴う引用規定の条ずれ及び字句の整理を行っております。こちらについては、平成２９年４月１日より施行となっております。

続いて、固定資産税です。

（１）固定資産税の課税標準です。

関係条例については、第６１条となっております。

内容につきましては、地方税法の改正に併せて改正をするものです。

震災等により滅失、損壊した償却資産に代わるものとして町長が認める償却資産について、被災者生活再建支援法が適用された区域内において取得等をした場合には、当該償却資産に係る固定資産税を最初の４年間、２分の１とすることとしました。

また引用規定の条ずれ及び字句の整理を行っております。

こちらにつきましては、平成２９年４月１日、施行期日となっております。

続いて（２）法第３４９条の３第２８項等の条例で定める割合です。

関係条例については、第６１条の２であります。

改正内容につきましては、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置について、わがまち特例を導入しました。本町の特例率は、国が参酌した基準で２分の１で規定しております。

わがまち特例につきましては、地方公共団体の政策等に応じた特例措置を実施できるように、法律で定める範囲内で特例率等を選択できる制度であります。

こちらについては、平成２９年４月１日より施行となっております。

続きまして、３ページです。

（３）にあります施行規則第１５条の３第３項並びに第１５条の３の２第４項及び第５項の規定による補正の方法の申出です。関係条例は、第６３条の２です。

内容につきましては、居住用超高層建築物、高さが６０メートルを超える建築物に係ります固定資産税額について、居住の用に供する専用部分にあたっては、各区分所有者の税額を算出する際に用いる専用床面積を取引価格の動向を勘案して補正することとし、区分所得者全員による申告があった場合には、申出の割合により固定資産税額を按分することが可能となりました。

こちらについては３０年度から新たに課税されることになるもので、平成２９年４月１日から施行となっております。

（４）法第３５２条の２第５項及び第６項の規定による固定資産税額の按分の申出です。関係条例については、第６３条の３です。

改正の内容は、震災等のあった区分所得に係る家屋の敷地の用に供されている土地の固定資産税の按分の申出について、当該震災等に係る被災市街地復興推進地域内に存するときは、被災後４年度までの各年度において適用することとなりました。

こちらについては、平成２９年４月１日が施行期日となっております。

続いて（５）被災住宅用地の申告であります。関係条文については、第７４条の２です。

改正内容については、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった土地について、賦課期日において住宅が再建されていない場合であっても、被災市街地復興推進地域内に存し、やむを得ない事情により住宅用地として使用できないと認められる場合においては、現行の震災等の発生後２年度分から４年度分に拡充し、住宅用地とみなす措置を講ずることとしております。

こちらについては、平成２９年４月１日から施行となっております。

続いて（６）読替規定です。附則の第１０条です。

改正内容は、地方税法の改正に伴う引用規定の条ずれ及び字句の整理を行っております。平成２９年４月１日から施行としています。

続いて（７）法附則第１５条第２項第１号等の条例で定める割合です。

改正関係条例については、附則の第１０条の２であります。

内容は、地方税法の改正に伴う引用規定の条ずれ及び字句の整理を行っております。平成２９年４月１日を施行期日としております。

続いて（８）です。新築住宅等に対する固定資産税の減額の適用を受けようとする者がすべき申告であります。

関係条例は、附則第１０条の３です。

改正内容は、耐震改修又は省エネ改修が行なわれた住宅のうち、認定長期優良住宅に該当するものについて、当該改修が行われた年の翌年の１月１日を賦課期日とする年度分の固定資産税から３分の２を減額することとしており、減額を受けようとする者及び提出する申請書について規定したものであります。

新築と同様に対象となる住宅は、床面積が２８０平米以下のものとし、減額の適用があるものは１２０平米までの部分に限るものです。

こちらについては、平成２９年４月１日から施行となっております。

続きまして、４番の軽自動車税に係るものです。

（１）の軽自動車税の特例です。関係条文は、附則の第１６条です。

改正内容は、地方税法に合わせて改正をしております。平成２９年度、平成３０年度に初回車両番号指定を受けた３輪以上の軽自動車、税について、当該車両番号指定の翌年度に次の特例措置を講ずるものであります。

①としまして、電気自動車及び天然ガス自動車（平成３０年排出ガス規制に適合するもの又は平成２１年排出ガス規制に適合し、かつ、平成２１年排出ガス基準値より１０％以上窒素酸化物の排出量が少ないもの）について、税率を概ね１００分の７５軽減することになっております。

②番目です。平成３０年排出ガス規制に適合し、かつ、平成３０年排出ガス基準値より５０％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成１７年排出ガス規制に適合し、かつ、平成１７年排出ガス基準値より７５％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては、平成３２年燃費基準値より３０％以上燃料性能の良いものについて、貨物用のものについては平成２７年度燃料基準値より３５％以上燃費性能の良いものについて、税率を概ね１００分の５０軽減することになっております。

③番目です。平成３０年排出ガス規制に適合し、かつ、平成３０年排出ガス基準値より５０％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの又は平成１７年排出ガス規制に適合し、かつ、平成１７年排出ガス基準値より７５％以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成３２年度燃料基準値より１０％以上燃費性能の良いものについて、貨物をものについては平成２７年度燃料基準値より１５％以上燃料性能の良いものについて、税率を概ね１００分の２５軽減するも

のであります。

こちらの①、②、③の表につきましては、こちらに掲載してる表のとおりとなっております。

続きまして、5ページです。

(2) 軽自動車税の賦課徴収の特例です。

関係条例は、附則第16条の2です。

改正内につきましては、減税対象者に係る軽自動車税について、不足額の生じた原因が、偽りその他の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとしました。

また、これに伴い平成28年度分までの軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る軽自動車の所有者以外の者、以下第三者になりますけれども、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずることとなりました。

こちらについての施行期日は、平成29年4月1日となっています。

5番目、その他であります。

これについては関係条文は別表第2です。

改正内容は、法人名称の変更に伴う字句の改正であります。

こちらにつきましては、めまんべつ観光協会からオホーツク大空町観光協会に変更するものであります。

施行期日につきましては、平成29年4月1日となっております。

参考資料の6ページから32ページにつきましては、改正条文の新旧対照表を載せてございますので御参照願いたいと思います。

以上、改正内容につきまして御説明申し上げましたので、よろしく御承認いただきますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 承認第3号

◇議 長 日程第5 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

南部福祉課長。

◇福祉課長 「承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

19ページでございます。

専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

議案書21ページが改正条文となっております。

内容の説明につきましては、議会臨時会参考資料33ページに大空町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を掲載し、34ページから36ページに、新旧対照表を掲載してございます。

概要により改正内容の説明をさせていただきますので、参考資料33ページをお開き願います。

今回の専決処分につきましては、先ほど説明がございました大空町税条例の一部を改正する専決処分と同様に、地方税法の施行令の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、大空町国民健康保険税条例の改正が必要となり、地方自治法の規定により、3月31日付けで専決処分をさせていただきます、これを報告し承認を求めるものでございます。

項目の国民健康保険税の減額について、関係条文は、条例第23条第2号、5割軽減の判定所得額につきまして、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を

26万5,000円から5,000円引き上げ27万円として算出することとされ、同条第3号、2割軽減の判定所得額につきましては、基礎控除額に加算する被保険者数等に乗じる額を48万円から1万円引き上げ、49万円として算出することとされましたので、改正するものでございます。

いずれもこの改正の施行期日は、平成29年4月1日としております。

この改正の適用区分につきましては、附則第2項で、平成29年度以後の国民健康保険税から適用し、平成28年度以前の国民健康保険税は、従前の例によることとしました。

以上、提案理由を申し上げました御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 承認第4号

◇議 長 日程第6 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 議案書の23ページになります。

「承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

25ページをお開き願います。

専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

27ページをお開き願います。

今回の補正予算の専決処分につきましては、平成29年3月末に地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が決定したことにより、専決処分させていただいたものです。

平成28年度大空町一般会計補正予算（第11号）

平成28年度大空町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9億360万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ167億2,507万1,000円とする。

第2項 歳入歳出予算款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（繰越明許費の補正）第2条 繰越明許費の廃止及び変更は、第2表 繰越明許費補正による。

（地方債の補正）第3条 地方債の変更は、第3表 地方債補正による。

平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

29ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

2款 譲与税、地方譲与税に1,204万1,000円を追加、3款 利子割交付金から53万6,000円を減額、4款 配当割交付金から258万5,000円を減額、5款 株式等譲渡所得割交付金から127万円を減額、6款 地方消費税交付金から2,075万4,000円を減額、8款 自動車取得税交付金に1,105万9,000円を追加、10款 地方交付税に8,340万4,000円を追加、11款 交通安全対策特別交付金から6万6,000円を減額、15款 道支出金から2億5,545万1,000円を減額、18款 繰入金から4,640万2,000円を減額、20款 諸収入から4,184万6,000円を減額、21款 町債から6億4,120万円を減額、歳入合計は、9億360万6,000円を減額し、167億2,507万1,000円とするものであります。

30ページをお開き願います。歳出です。

2款 総務費に1,109万1,000円を追加、6款 農林水産業費から9億1,482万4,000円を減額、8款 土木費は、財源の振替えがある項目で補正額はありませぬ。

10款 教育費に12万7,000円を追加、11款 災害復旧費は、財源の振り替えがある項目で補正額はありません。

歳出合計は、9億360万6,000円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

31ページになります。第2表 繰越明許費補正、1廃止です。

8款2項 本郷西2号線道路整備事業2,280万円、本郷西4号線道路整備事業4,800万円、千草101号線道路整備事業1,725万円は、28年度国の補正予算により整備するものとして、当初は年度内に完了しないため、28年11月の臨時会において繰越明許費の議決をいただきましたが、年度内に完了したことから廃止するものであります。

2変更です。

3款1項 臨時福祉給付金給付事業の金額1,982万円を650万8,000円に変更しています。

28年度国の補正予算に伴い、低所得者に対する臨時福祉給付金の給付事業として、年度内に完了しないため28年12月の定例会において、繰越明許費の議決をいただきました。

29年3月1日から受付を開始し、3月末をもって28年度における事業費が確定したことから、29年度に必要な事業費で金額を変更するものであります。

6款1項 広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業の金額81億9,024万5,000円を74億4,637万7,000円に変更しています。

28年度国の補正予算により整備するものとして、年度内に完了しないために28年11月の臨時会において、繰越明許費の議決をいただきました。

29年2月臨時会において、工事請負契約の議決をいただき、工事費が確定し、地方債等の決定があったことから、29年度に必要な事業費へと金額を変更するものであります。

32ページをお開き願います。第3表 地方債補正、1変更です。

広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業債は、繰越に係る工事費の確定等に伴い、限度額を44億6,950万円から6億1,740万円減額し、38億5,210万円に変更するものです。

本郷西2号線道路整備事業債は、限度額を880万円から140万円減額し、740万円に、本郷西4号線道路整備事業債は、限度額を1,800万円から210万円減額し、1,590万円に、橋梁維持管理事業債は、限度額を2,000万円から230万円減額し、1,770万円に変更しています。

それぞれ事業費の確定に伴い、地方債の金額を変更するものであります。

東藻琴小学校整備事業債は、繰越事業であります体育館建設工事において、起債の対象外となる備品類の事業費があるため、限度額を2億6,490万円から1,

410万円減額し、2億5,080万円に変更するものです。

学校給食費補助事業債は、給食費への補助額の確定に伴い、限度額を2,700万円から50万円減額し、2,650万円に変更するものです。

28年発生災害公共土木施設復旧事業債は、事業費の確定に伴い、限度額を5,110万円から340万円減額し、4,770万円に変更するものです。

いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から説明しますので、40ページ、41ページをお開き願います。

3月定例会後に、地方譲与税、地方交付税、地方債等の額が確定したことにより、歳出予算も専決処分をさせていただいております。

2款1項7目 企画振興費で補正額はありませんが、特定財源のその他から4,640万2,000円減額し、一般財源に同額を増額しております。

地域振興施設の整備に地域振興基金を財源としておりましたが、今回の補正予算の財源調整により、基金の繰入れを取りやめるため増減するものであります。

9目 地域振興基金積立金の25節 積立金1,109万1,000円追加しています。

今回の補正予算の財源調整により積み立てるものであります。

6款1項3目 広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業、13節 委託料から5,784万4,000円減額、15節 工事請負費から8億5,698万円減額しております。

工事請負費の確定により地方債等の歳入財源が大きく減額となることから、歳出の減額も行うものであります。

8款2項4目 道路新設改良費で補正額はありませんが、特定財源の地方債から580万円減額し、一般財源で同額を増額しております。

事業費の確定に伴い、地方債が減額となることから、増減するものであります。

6項1目 住宅管理費で補正額はありませんが、特定財源の地方債から30万円減額し、一般財源充当額を増額しております。

町営住宅の外壁塗装改修工事で、一部起債対象外となる事業費があったことから、増減するものであります。

2目 町営住宅建設費で補正額はありませんが、特定財源の地方債に30万円追加し、一般財源に同額を減額しております。

町営住宅建設工事で起債対象となる事業費があったことから、増減するものであります。

10款2項1目 学校管理費で補正額はありませんが、特定財源の地方債から1,410万円減額し、一般財源で同額を増額しております。

東藻琴小学校体育館建設工事に於いて、地方債の対象外となる事業費があるため

増減するものであります。

2目 小学校費の教育振興費で特定財源の地方債から16万円減額、3項2目中学校の教育振興費で特定財源の地方債から34万円減額し、それぞれ一般財源で同額を増額しております。

学校給食費への補助額の確定に伴い、地方債が減額となることから、増減するものであります。

4項2目 高校教育振興基金積立金の25節 積立金に12万7,000円追加しています。

東藻琴高校の農業実習生産物の売り払いがあったことから、積み立てるものであります。

11款2項1目 道路橋梁災害復旧費で特定財源の地方債に200万円追加し、一般財源で同額を減額しております。

地方債の対象事業費が増額となり、増減するものであります。

2目 河川災害復旧費で特定財源の地方債から540万円減額し、一般財源で同額を増額しております。

地方債の対象事業費が減額となることから、増減するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、36ページ、37ページをお開き願います。

歳入につきましては、3月末までにそれぞれ譲与税、交付金、地方債等の確定によるものであります。

2款1項1目 地方揮発油譲与税は、33万円を追加しています。

2項1目1節 自動車重量譲与税は、69万3,000円を追加しています。

3項1目1節 航空機燃料譲与税に1,101万5,000円を追加しています。航空機発着便数の増加等による航空機燃料税の増加に伴い譲与税が増額となったものであります。

3款1項1目1節 利子割交付金は、53万6,000円を減額しています。

4款1項1目1節 配当割交付金は、258万5,000円を減額しています。

5款1項1目1節 株式譲渡所得割交付金は、127万円を減額しています。

6款1項1目1節 地方消費税交付金から2,075万4,000円を減額しています。

当初予算では、平成29年4月に消費税が10%に引き上げられることから、駆け込み需要等を見込み1億6,372万2,000円を計上しておりましたが、再び増税が見送られたことなどの影響により減額となっております。

8款1項1目1節 自動車取得税交付金に1,105万9,000円を追加しています。自動車販売台数の増加等による影響で増額となっております。

10款1項1目1節 地方交付税に8,340万4,000円を追加しています。

特別交付税が見込みより増額となり、総額3億4,782万6,000円となっております。また、地方交付税全体では、前年度比較2億4,429万2,000円減少の39億4,916万4,000円となっております。

11款1項1目1節 交通安全対策特別交付金は、8万6,000円を減額しております。

15款2項4目1節 産地パワーアップ事業費補助金から2億5,545万1,000円を減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業における工事費等の確定に伴い、補助金が減額となるものであります。

38ページ、39ページをお開き願います。

18款1項5目1節 地域振興基金繰入金から4,640万2,000円減額しています。今回の財源調整により、繰り入れしないこととしたため減額するものであります。

20款4項11目1節 高校農業実習生産物売払代に12万7,000円を追加しています。歳出で説明しましたが、東藻琴高校の農業実習による生産物の売り払いかあったものであります。

同じく農業振興負担金から4,197万3,000円を減額しています。広域穀類乾燥調製貯蔵施設整備事業に係る農協等からの負担金で、工事費等の確定に伴い減額となるものであります。

21款の町債につきましては、第3表で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

以上、補正予算の内容について説明申し上げましたので、御承認くださいますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 承認第5号

◇議 長 日程第7 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書43ページです。

「承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

議案書45ページです。

専決処分書 地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

今回の専決処分につきましては、平成28年度簡易水道事業特別会計予算について、簡易水道事業債の借入額が確定したことにより専決処分させていただいたものでございます。

議案書47ページ、平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度大空町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第2条 地方債の変更は、第2表 地方債補正による。

平成29年3月31日 大空町長 山下英二。

議案書49ページになります。第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

1款 使用料及び手数料に10万円を追加、5款 町債から10万円を減額し、歳入合計では、補正額は0円、総額は、補正前と同額の3億3,802万2,000円です。

続きまして50ページ、歳出です。

1款 総務費は、財源内訳の補正であり、補正額はゼロ円、歳入合計も補正額は

0円、総額3億3,808万2,000円、歳入合計と同額となっております。

続きまして議案書51ページ、第2表 地方債補正、1変更です。

女満別本町地区簡易水道事業債、限度額1,480万円を10万円減額し、限度額1,470万円とするものです。事業費の確定により借入額が確定したことにより減額となるものです。起債の方法、利率、償還の方法については、変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

先に歳出から申し上げます。議案書58、59ページでございます。

1款2項2目 建設改良費です。補正額はありますが、財源内訳で地方債を10万円減額、一般財源に10万円を追加しております。

続いて、歳入です。議案書56、57ページでございます。

1款1項1目1節 給水使用料に10万円を追加、5款1項1目1節 簡易水道事業債から10万円を減額しています。簡易水道事業債の確定による減額と、それに伴い財源調整のため給水使用料を同額追加するものとなっております。

以上、専決処分の内容について説明させていただきました。御承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 承認第6号

◇議 長 日程第8 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを議題と

します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

佐藤建設課長。

◇建設課長 議案書 6 1 ページです。

「承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めます。

平成 2 9 年 5 月 1 9 日提出 大空町長 山下英二」

議案書 6 3 ページでございます。

専決処分書 地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 大空町長 山下英二。

今回の専決処分につきましては、平成 2 8 年度下水道事業特別会計予算について、下水道事業債の借入額が確定したことにより、専決処分させていただいたものです。

議案書 6 5 ページです。

平成 2 8 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）平成 2 8 年度大空町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1 1 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 3 億 8, 7 1 2 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表 歳入歳出予算補正による。

（地方債の補正）第 2 条 地方債の変更は、第 2 表 地方債補正による。

平成 2 9 年 3 月 3 1 日 大空町長 山下英二。

議案書 6 7 ページです。第 1 表 歳入歳出予算補正、歳入です。

8 款 町債から 1 1 0 万円を減額し、歳入合計では、1 1 0 万円を減額し、3 億 8, 7 1 2 万 4, 0 0 0 円とするものです。

続きまして 6 8 ページ、歳出です。

1 款 総務費から 1 1 0 万円を減額、歳入合計では、1 1 0 万円を減額し、歳入合計と同額とするものです。

議案書 6 9 ページ、第 2 表 地方債補正、1 変更です。

下水道事業債、限度額 2, 0 4 0 万円を 1 1 0 万円減額し、限度額 1, 9 3 0 万円とするものです。事業費が確定し、借入額が確定したことにより減額するものです。

起債の方法、利率、償還の方法については変更はございません。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

先に歳出から説明させていただきます。議案書76、77ページでございます。

1款1項3目 建設改良費、15節 工事請負費、改築更新工事から110万円を減額しています。3月下旬まで実施していた工事について、事業費が確定したことから、地方債の減額に合わせて減額とするものでございます。

続きまして、歳入です。議案書74、75ページです。

8款1項1目2節 下水道事業債から110万円を減額しております。

第2表でも説明したとおり、事業費の額の確定により減額となるものでございます。

以上、専決処分の内容について説明させていただきました。御承認くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◇議 長 ここで10分間休憩します。

(休憩 午前10時56分)

(再開 午前11時06分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 議案第30号

◇議 長 日程第9 議案第30号 物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
菊地総合支所長。

◇**総合支所長** 議案書の79ページでございます。

「議案第30号 物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

記1 購入する物品 地域振興施設管理備品ということで地域振興施設の9月1日の開業に向け、必要となる備品となっております。

2 購入する物品の種類及数量 別紙のとおりということで、80ページを御覧いただきたいと思っております。別紙として、1階、2階の各部屋に区分し、それぞれ備え付けする備品とその必要とする数量について記載をしております。数量の合計で申し上げますと263点の備品総数というふうになっております。

79ページにお戻りください。

3 購入の方法 指名競争入札。

4 購入の金額 954万3,960円。

5 購入の相手方 大空町東藻琴319番地の2 合名会社松山東栄堂 代表社員 松山寛。

今回の購入に係る入札につきましては、平成29年5月15日に指名競争入札により実施をし、5月16日付けで仮契約を締結しているところでございます。

納入期限につきましては、平成29年7月14日までとしてございます。

指名競争の指名業者につきましては、文具のナカヤマ、合名会社松山東栄堂、岩原販売所の3社により入札を実施し、入札の結果、合名会社松山東栄堂が落札したところでございます。

契約の金額が954万3,960円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、70万6,960円となっております。

なお購入に係ります契約につきましては、本議会の議決後に本契約を締結するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

◇**議 長** これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇**議 長** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第31号

◇議 長 日程第10 議案第31号 物品の購入についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山本住民課長。

◇住民課長 議案書の81ページでございます。

「議案第31号 物品の購入について

次のとおり物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二」

記1 購入する物品の種類及び数量 油圧ショベル1台(12トンクラス、バケット容量0.5立米、ブレード、ロータリーフォーク、法面作業専用バケット付)であります。

今回購入しようとする油圧ショベルにつきましては、最終処分場の埋立容量を減容するために、平成27年、28年と8カ月間リースで行ってございましたが、住吉最終処分地の掘削、転圧作業で一定の減容効果があるために、今回通年で使うために購入しようとするものです。

またさらに、最近、災害等で搬入されています木材等が非常に多くなっています。それらにつきましても効率良く処理するために、最終処分場の延命をさらにつなげるために購入しようとするものであります。

今回の業者選定に当たりましては、製造元または製造元特約店のうち、平成29年3月21日現在、物品の入札参加資格等名簿に登録されている建設機械販売店を業者としております。

業者につきましては、日本キャタピラーン合同会社北海道支社道東支店、日立建

機日本株式会社北見営業所、北海道運搬機株式会社北見支店、北海道川崎建機株式会社北見支店、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー北見支店の5社でございます。

入札につきましては、4月10日入札を行いまして、決定しております。

81ページにお戻りください。

購入の方法につきましては、指名競争入札で行なっています。

3 購入の金額は、1,391万400円であります。

先ほどの5社の入札の結果につきましては、購入の相手方になっております帯広市西19条北1丁目3番5号 日本キャタピラー合同会社北海道支社道東支店 支店長 藤田政博となっております。仮契約につきましては、4月12日に仮契約をしております。

本議決いただいた後に正式契約を行うこととなっております。この油圧ショベルの納期につきましては、平成29年8月31日を予定しております。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番 松岡議員。

◇松岡議員 今回の油圧ショベルの購入について、お聞きをしたいと思います。

4月26日の総務厚生常任委員会の中でも出されて、そのときに質疑があったというふうにお聞きをしております。

今回の指名に当たりましては、先ほど課長から説明がありました指名競争入札ということであります。

この5社に対して、町が指名参加の要請をしたわけではありますが、先ほど説明ありましたキャタピラー、日立建機、コマツ建機販売はメーカーでありますから、その根拠となるものにつきましては、先ほど課長が話したように、製造元、または製造元特約店のうちと記載しております。

先ほどのメーカー中で、日本キャタピラー、日立建機、コマツ建機、につきましてはメーカーですから、特約店うんぬんは関係ありませんが、それ以外の北海道運搬機株式会社北見支店、それから北海道川崎建機北見支店、この2者につきましては、どのメーカーと特約店契約を結んでいることを確認をして、指名通知を出したのか、まずお答えいただきたいというふうに思います。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 25 分)

(再開 午前 11 時 26 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
住民課長。

◇住民課長 今回の御質問にお答えしたいと思います。

北海道運搬機株式会社北見支店、それから北海道川崎建機株式会社北見支店につきましては、日立建機日本株式会社より代理店証明が出ております。

◇議 長 8 番 松岡議員。

◇松岡議員 日立建機さんから出ていると言うのですが、日立建機さん、この中に入っているのですよね。指名業者の中に、その業者が特約店契約を結んでいるって、有り得ます。

入札ですから、これメーカーさんが北見運搬機と川崎建機に物を売るわけですから、価格操作あるじゃないですか。入札に値します。通常、有り得ない。

それはいつの日付の契約ですか。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 いずれも代理店証明については、平成 29 年 2 月 10 日付けで代理店証明が提出されております。

◇議 長 8 番 松岡議員。

◇松岡議員 29 年、本年ですよ。2 月に代理店証明って、この案件は、4 月 26 日に委員会にかかって、その前から議論をしているわけですから、当然、これを有りきで、契約書を作ったと取られるのじゃないですか。

2 月に、普通、私も機械の販売やっていますけど、メーカーが、ここの 2 社に出すということは、通常有り得ません。正直言います。今あると言うのだから、それはそれでしておきましょう。

それじゃですね、地元の中で、これ今、正直言いますと、メーカー 6 社しかありません。

簡単に言いますとコマツ、キャタピラー、日立、それからコベルコ、住友、加藤、

加藤と言うメーカーは、ほとんどこの地区でやっていませんから、実質5社ですが、大空町の中に、名前、議長、出しますので申し訳ありませんが、たいせつさんは、住友建機の販売も、それからアフターもやっております。特約店契約も結んでおります。確認をさせていただきました。平成13年10月1日付けで契約書を交わしています。住友建機と。

地元の業者さんが、この販売店でありサービス工場であるのに、なぜ入っていない、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

◇議 長 住民課長。

◇住民課長 先ほど入札の際の業者選定のときも説明をさせていただきましたけども、本町に対しましては、物品の入札参加資格者名簿に登録されているということで、町の方に物品の参加資格の登録をされている業者にさせていただいておりますが、先ほどおっしゃいましたたいせつさんについては、この参加資格の中にですね、その物品の販売についての届け出はなかったということでございます。

◇議 長 8番 松岡議員。

◇松岡議員 それじゃですね、一昨年かな、スクールバスを購入していますよね。

その落札業者は、たいせつさんなんですけど、それは、じゃこの今、課長が言う、入札参加資格者名簿、これに入ってなかったのでしょうかね。入っていたのでしょうかね。

スクールバスも同じ仕様の中で、地元業者ということで、ほかのトラック業者もありますよ。でも、これだけ外すっていうことは、本当にないでしょうか。

ほかの案件でも、たいせつさんは入札に参加されていますし、その確認がちょっと取れませんが、一昨年、バスもたいせつさんで落札をされております。

私は参加資格があるのだというふうに考えておりますけれども、何を言いたいかというのですね。せつかく地元にあるのですから、販売できるところが、契約も結んでおられる、販売もアフターも結んでおられる、そこをその1項目だけ、入札書名簿、入っていないということだけで、私は入っていると認識しているのですが、ほかの案件も入札参加していますから、そこだけで排除する。地元に対する考え方というのがないのかなと思うんですが、如何ですか。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午前 11 時 45 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。
住民課長。

◇住民課長 先ほどの物品の入札の関係でございますが、業種別の分類表であります
と、土木建設機械器具とそれから自動車車両器具というふうに分かれております。

先ほどおっしゃいましたスクールバスについては、自動車の部類に入るためにた
いせつさんについては、この分類については申請がされておりますけども、先ほど
最初に申しました土木建設機械器具についての入札の申し出はないということでご
ざいまして、御理解願いたいと思います。

◇議 長 8 番 松岡議員。

◇松岡議員 そんなことで括るのですか、地元でやっている業者があるのに、そこを
無視して、車両と重機は違うのだと、町長、以前から地元と地域ということは何回
も言われています。

この前段の振興施設の備品についても、15日に、この日10件の入札がありま
した。これ以外の部分でも、地元ということではほぼ全部地元が、東藻琴の業者さん
達、よくやってくれたなど、私は思っております。

それから、穀類乾燥調製貯蔵施設についても、地元の業者に受注機会を増やした
いという思いの中で、いろいろ大変な部分もあったかと思えます。その結果、今、
工事のJVは、頭は地元ではありませんけれども、JVで入って、その多くの資材は
地元から入っております。

やはりそういう想いがあって初めて地元業者をやっぱり優先するというようなこ
とは、間違いではないというふうに思っております。せつかくこういう形で地元で
やっている業者さんがあるのに、その機械と車両とは違うのだという、そんな括り
で外すことは、僕はあってはならないことだと思っております。

このことについて、町長、もし何かあれば。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 47 分)

(再開 午前 11 時 48 分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

町長。

◇町長 今の質疑の関係について、私から御答弁を申し上げたいと思います。

まず、町で買います物品の中、車両関係でございますけれども、現在、指名をさせていただくには、2年に1度の登録というものを経て、その登録された事業者の方々から購入を前提として進めるわけでございます。

現在、その建設機械に分類される主なものは、除雪機械などがそういったものに分類をされ、それ以外の例えば庁用車でありますとか、スクールバス、そういったものを車両として購入をさせていただいているところでございます。

その中で、過去の例、ただいま職員から確認をいたしましたけれども、除雪車両などについては、大元の製造元になるであります、そういったところから指名競争入札をさせていただいております、過去においては、建設機械の分類に当たる除雪車両等については、町内の事業者を指名したことはないのではないかと、今時点での確認では、そのような状況でございます。

また、その他の管内の市町村など、主に国の補助事業や起債などを借りて、除雪車両などを購入するときにも、町内の自動車販売店、機械販売店などから指名をして入札をしている例も、余り聞いたことはない、そのように言ってございます。

そんな中で、今回の事例でございます。

私ども先ほど言った登録を行って進めるわけでありまして、今回の事例は、雪寒機械の購入とは異なって、私どもの町が単独費で導入をしようとする、そういうものというのは、先ほど言った二つに分かれる建設機械の分野としては、私の記憶する限りでは、ほとんどないのではないかと、車両を導入することはあっても、建設機械として町が単独で導入するという機会がありませんでした。

そんな中で担当は、先ほど言った分類の中から登録されている方について、指名をさせていただいて、入札執行をしたということでありまして、確かに、そういう基準に基づいて進めたと言え、それまでになってしまいますけれども、先ほど言った単独費の考え方というところもでございます。

さらに今までその登録をしていただく段階で、事細かにそういったものが、こちらの分類に該当する、こちらに登録をしていなければ、その入札の資格が与えられないといった、その事前の説明など、十分にされていたかどうか、そういう点までさかのぼって考えると、配慮が足りないところがあるのではないかと、そのようにも感じます。

今後こういった事例、出てくることと思います。さらにその登録の仕方、そういったところでのその手続の問題、どのように情報公開をして理解していただいた中で、登録作業をするか、登録の申請を受け付けるかというところにも課題があるのではないかと、今の御質問の趣旨をお聞きしながら、そのように考えたところで

あります。

今後、その物品、物品、いろいろなものがある中で、単に過去の慣習といいましょうか、取り扱いに限らず、地元の受注機会を確保するという視点から、最大限どういったところまでの取り扱いといいましょうか、そのことを柔軟に対応できると、そういうことを考えながら取り組まなければならないと、そのように感じたところでございます。

今後、これらの取り扱いについては、十分慎重を持って進めてまいりたいと、そのように考えるところでございます。

私からの御答弁と言いましょか、今回の御指摘をいただいたことに対する考え方について、御答弁とさせていただきたいと思ひます。

◇議 長 8番 松岡議員。

◇松岡議員 今、町長から答弁をいただきました。

私は、あくまでも単費でやる事業ですから、今までの既成概念と言ひますか、そういうものじゃなくて、やはり地元ということの考え方の中で進むべきであろうというふうに思っております。

先ほど町長から除雪ロータリーの話も出ましたが、除雪のロータリーは、もう2社しかないんですよ。新潟と日本除雪機、ここは直販しませんから、販売をある程度、ここにあります川崎建機さんだとか、檜崎さんにお任せをするのです。ですから、特約店契約を結ぶのです。

私は先程聞きました29年2月10日に、その油圧ショベルの契約を結んだなんていうのは、これははっきり言って、見え見えの話だと思います。

ですからやはり、地元という、先ほど言った部分の中で、まず優先的に考えていただくと、その結果、無ければ町外も当然出てくるでしょうし、そこは止むを得ないというふうに思ひますが、一義的には、こういうものについては、やはり地元でできないのかということの考えを持っていただきたい。

町長が日ごろ言われていることが、浸透されていないのか、それとも無視をしているとは思ひませんが、一層の地元愛というものを示していただきたいというふうに思ひます。以上です。終わります。

◇議 長 町長。

◇町 長 確かに除雪機械、ロータリー車などにつきましては、ここ何年か導入をさせていただいております。

そのときにも担当に確認をしましたら、取り扱うメーカーが非常に少なくなつて

きていると、そんな話も聞いたことがございます。

また、今回の導入しようとしております油圧ショベルなどについては、車検を取るか取らないかと、そんな議論をした中で、一般廃棄物処理場で稼働させるということを前提としておりますので、車検の取得はいかがかと、そんな議論もございました。

そういう柔軟な対応の中で取り扱う物品、それらについて、どのような形で導入をしていくか、先ほど言ったように、基準があつてその基準どおりやったのだと言えば確かにそれまでかもしれませんけど、その範疇に至るまでの配慮というものが欠けていた事例ではないかと、そのように私も感じるところでございます。

今後、私自身は余りその指名のところでありませうか、登録のところというものに、極力関わらない、変な意味に取られたら困るのですけれども、関わらない立場を取っていることでもありますので、個別のことについてのいろいろな発言というのは、謹んでおりますが、全体を通しての考え方、地元をできるだけ優先しながら、受注機会にそういったものを確保していくということについては、改めて職員に徹底をしてみたいと、そのように考えるところでございます。

今回、御指摘をいただきまして誠にありがとうございます。今後、こういったことに対する十分な配慮ができる体制と言いましようか、仕組みということも含めて考えてまいりたいと思います。

ありがとうございました。

◇議 長 佐藤建設課長。

◇建設課長 申しわけございません。多少補足をさせていただきます。

お話の中で、2月10日という日付が出てきておりますが、2月10日という日付につきましては、物品の指名参加申請を2月に集中して受け付けております。

その物品の競争入札参加申請に添付されている書面上での製造元から販売店への、証明書の日付が2月10日ということでございまして、今回の契約についての何らかの契約行為等が2月10日時点で行われたということではございませんので、御理解をいただければと思います。

補足をさせていただきます。

◇議 長 8番 松岡議員。

◇松岡議員 それじゃ、いつなのですか。

日立さんと北海道運搬機株式会社と川崎建機が特約店契約を交わしたのはいつなのですか。

◇議 長 建設課長。

◇建設課長 申し訳ございません。

町といたしましては、製造元から販売店への通知書を見て判断をしております、その2者間での個々の契約の日付までは、申し訳ございませんが、承知はしてございません。

◇議 長 8番 松岡議員。

◇松岡議員 私、一番先に特約店契約をしていることを確認して、2社に指名したのですよねって、お聞きをしたのですよね。

ですから、この2社については、日立建機さんとどの時点で、その特約店契約、販売、修理かな、両方かと思うんですが、この結んだという日にちを聞いております。言っている意味わかりますか。

◇議 長 暫時休憩します。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午前11時53分)

◇議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

◇総務課長 松岡議員の質問にお答えいたします。

物品に係ります参加資格の登録につきましては、販売店等の証明書があればということで、いつ契約を締結しているかというところまでの書類の提出を求めておりませんので、先ほども佐藤課長、山本課長の方から説明しているかと思えますけれども、証明書をもって登録ということで、手続を終えております。

◇議 長 町長。

◇町 長 私からも今、書類を確認させていただいたことで、お話を申し上げたいと思います。

今、見ましたところ、いつから特約店となっているかということについてまでの証明の内容には、なっていないようでございます。今時点として特約店であること

を証明しますと、そういう内容でありました。

ただ、先ほど御指摘いただいたように、こういったものの発注を想定しながら、取り急ぎというようなことも、場合によっては、出てくるのかもしれませんが。

今、私どもとすれば、特約店かどうかを確認すれば良いということだけの発想でそういったものを添付させておりましたけれども、一体いつから長年にわたって、そういうものを継続してやってきているのか。急遽その時点でなったのか、そういったところも、私どもとして入れるとすれば、確認をしておかなければならない、そういうこともあるのではないかと、そのようにも感じたところであります。

こういった点についても、先ほど言ったその登録を進める受付のあり方、内容をどのように説明をして、何の目的で登録をさせるかという、その本来の趣旨のところ立ち返って、必要な内容について説明をさせていただいたりして登録をすると、そういう仕組みづくりに立ち帰らなければならないのかと、そのように感じたところでございます。

そういった点についても、疑念を抱かせてしまうことになりまして、大変申しわけなく思っております。

◇議 長 8番 松岡委員。

◇松岡議員 長くなりますので、終わりにしたいと思いますが、明らかにこのときのためだけにつくった証明書だということだと思えます。今までの経過がないわけですから。

逆に、それであれば、この2社を入れる必要はなかったじゃないですか。3社で良かったのです。後から取って付けたような書類を出してやるのだったら、最初から3社でやれば、何もこんなことにはならなかったというふうに思います。

今、町長が言われたので、もうこれ以上言いませんけれども、今の証明書の件については、明らかにこの時だけに作った、本来であれば特約店と書いてあるわけですから、特約店契約証明書じゃなくて、特約店というものが当然、そこに書いてある、証明書の中には。

ですから本来は、申し訳ないけれども、明らかに取って付けたものだというふうを感じ取れますので、今後、そういうことのないようにしていただきたいと思えます。

◇議 長 町長。

◇町 長 町の入札行為などにつきましては、物品、工事共にほとんどのものが指名競争入札で、入札行為を行っている現状にあります。

その選定に当たっては、いろいろな疑念といいたいでしょうか、そういうものが無いように、クリーンにしていかなければなりません。

国などにおきましては、最近是一般競争入札ということがほとんどになってきております。

その中での指名競争入札でありますので、さらに、その透明性をしっかりと確保する仕組み、これらについて、私どももこれで良いというわけではありませんので、常に、そういったことを考えながら、その指名そのもののあり方というところも含めながら、今後、検討を加えてまいりたいと、そのように考えます。

いろいろな御指摘をいただきまして、誠にありがとうございました。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第31号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第32号

◇議 長 日程第11 議案第32号 物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書83ページでございます。

「議案第32号 物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二。

記1 購入する物品の種類及び数量 除雪ドーザー1台(13トン級車輪式、サ

イドシャッター付マルチプラウ)。

2 購入の方法 指名競争入札。

3 購入の金額 3, 596万4, 000円。

4 購入の相手方 帯広市西19条北1丁目3番5号 日本キャタピラー合同会社北海道支社道東支店 支店長 藤田政博」

現有車両につきましては、市街地内の町道及び公共施設の除雪、運搬排雪、夏維持につきましては、道路補修用資材の積込みや引き均し作業などを行っております。

更新の理由といたしましては、平成9年度に購入し、20年が経過していることから、老朽化による破損が懸念され、修繕に時間を要すること。代車の手配が難しいことなどから現有車両を更新するものです。

更新車両につきましては、サイドシャッター付マルチプラウと草刈り装置を新たに増強し、作業の効率化を図り、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

購入に係る入札につきましては、平成29年4月25日、指名競争入札を行い、4月27日、仮契約を結んだところであります。

納入期限につきましては、平成29年11月31日としております。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、日本キャタピラー合同会社北海道支社道東支店、北海道川崎建機株式会社北見支店、日立建機日本株式会社北見営業所、北海道運搬機株式会社北見支店、コマツ建機販売株式会社北海道カンパニー北見支店の5社を指名しましたが、2社が辞退したことから、3社での入札を執行いたしました。

入札の結果、日本キャタピラー合同会社北海道支社道東支店が落札したところであります。

契約の金額は、3, 596万4, 000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、266万4, 000円となっております。

なお、購入に係ります契約につきましては、議会議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第32号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第33号

◇議 長 日程第12 議案第33号 物品の購入についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書85ページでございます。

「議案第33号 物品の購入について

次のとおり、物品を購入したいので地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二。

記1 購入する物品の種類及び数量 小型除雪車1台(1.3メートル/700トン、装置幅1.5メートル)。

2 購入の方法 指名競争入札。

3 購入の金額 2,174万400円。

4 購入の相手方 北見市東相内町934番地3 北海道川崎建機株式会社北見支店 支店長 浅野明広」

現有車両につきましては、歩道除雪や車道拡幅、交差点処理などの除雪、夏維持につきましては、草刈り作業を行っております。

更新の理由といたしましては、平成7年度に購入し、22年が経過していることから、老朽化による破損が懸念され、修繕に時間を要すること。代車の手配が難しいことなどから現有車両を更新し、適切な道路の維持管理に努めてまいります。

購入に係る入札につきましては、平成29年4月25日、指名競争入札を行い、4月27日に仮契約を結んだところであります。

納入期限につきましては、平成29年12月15日としております。

指名競争入札に係る指名業者につきましては、檜崎産業株式会社北海道支社、北海道川崎建機株式会社北見支店、開発工建株式会社、以上の3社を指名しました

が、1社が辞退したことから、2社での入札を執行いたしました。

入札の結果、北海道川崎建機株式会社北見支店が落札したところであります。

契約の金額は、2,174万400円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、161万400円となっております。

なお、購入に係ります契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第33号 物品の購入についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号 物品の購入については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第34号

◇議 長 日程第13 議案第34号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

菊地総合支所長。

◇総合支所長 議案書の87ページでございます。

「議案第34号 工事請負契約の締結について

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二。

- 記1 契約の目的 地域振興施設建設工事（外構）でございます。
- 2 契約の方法 指名競争入札。
- 3 契約の金額 5, 886万円。
- 4 契約の相手方 大空町東藻琴290番地 船橋西川建設株式会社東藻琴支店 支店長 小原博之」

工事の概要につきましては、参考資料により御説明を申し上げますので、参考資料の37ページをお開きください。

工事の内容でございますけれども、本体施設が完成しております地域振興施設の外構を整備するもので、舗装工事3,023平米、外部看板一基、既設の時計塔1基の設置並びに照明灯6基の設置工事となっております。

今回の請負契約に係る入札につきましては、平成29年5月15日に指名競争入札を実施し、5月16日に仮契約を締結してございます。

また工期につきましては、契約の日から平成29年9月29日までとしてございます。

指名競争入札の指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4社により入札を実施し、入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札をしたところでございます。

契約の金額につきましては5,886万円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、436万円となっております。

なお工事の請負契約につきましては、本議会の議決後に本契約を締結するものでございます。

以上、御説明申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」の声あり）

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第34号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第35号

◇議 長 日程第14 議案第35号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高島建設課参事。

◇建設課参事 議案書89ページでございます。

「議案第35号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求めます。平成29年5月19日提出 大空町長 山下英二。

記1 契約の目的 下水道污水管渠改築工事(網走川湯線)。

2 契約の方法 指名競争入札。

3 契約の金額 5,464万8,000円。

4 契約の相手方 大空町東藻琴290番地 船橋西川建設株式会社東藻琴支店 支店長 小原博之」

道道網走川湯線道路改良工事により支障となる下水道管の移設工事となっております。工事箇所につきましては、参考資料39ページに施工箇所位置図がありますので、そちらで御確認願います。

請負契約に係る入札につきましては、平成29年5月15日、指名競争入札を行い、5月17日に仮契約を結んだところであります。

工期は、契約の日から平成29年11月30日までとしております。

本案件に係ります工事内容につきましては、道道網走川湯線の拡幅部に埋設されている下水道管が、道路盛土による沈下により支障となることから、道路改良工事の進捗に合わせ下水道管を移設するものです。

指名競争入札に係ります指名業者につきましては、吉井建設株式会社、山洋建設株式会社北網支店、船橋西川建設株式会社東藻琴支店、株式会社ダイナ建設の4社で入札を執行いたしました。

入札の結果、船橋西川建設株式会社東藻琴支店が落札したところであります。

契約の金額は、5,464万8,000円、うち消費税及び地方消費税の合計額は、404万8,000円となっております。

なお、当工事の契約につきましては、議会で議決をいただいた後、本契約を締結するものであります。

以上、説明を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第35号 工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第36号

◇議 長 日程第15 議案第36号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

藤田総務課長。

◇総務課長 臨時会追加議案書の1ページになります。

「議案第36号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)

平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億1,196万8,000円とする。
第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。平成29年5月19日提出
大空町長 山下英二」

3ページをお開き願います。

第1表 歳入歳出予算補正、歳入です。

18款 繰入金99万円を追加、歳入合計は、99万円を追加し、83億1,196万8,000円とするものです。

4ページをお開き願います。歳出です。

10款 教育費に99万円を追加、歳出合計は、99万円を追加し、歳入合計と同額とするものであります。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の説明ですが、歳出から行いますので、10ページ、11ページをお開き願います。

10款7項2目 東藻琴相撲場管理費の13節 産業廃棄物処理委託料に99万円を追加しています。

東藻琴相撲場前に設置してあります灯油タンクの配管接続部のネジが緩んでいたことから、灯油が漏れ出し、土壤に染み込んでいる状況にありました。

現在は、汚染した土壤はシートを敷き、敷地内に一時保管しておりますが、早期に土壤の処理が必要であることから、専門業者に処理を委託するものであります。

続きまして、歳入の説明をしますので、8ページ、9ページをお開き願います。

18款1項1目1節 財政調整基金繰入金に99万円を追加しています。今回の財源調整のため追加するものであります。

以上、補正予算の内容につきまして説明申し上げましたので、御審議くださいますようお願い致します。

◇議 長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番 上地議員。

◇上地議員 2点ほどお伺いしたいと思います。

一応、産業建設文教常任委員会の資料で確認させていただいたのですが、もう少し詳しく聞きたい点が2点ほどありまして、まず1点目ですが、4月27日、職員の方が発見したとありました。その前に確認はいつ行ったのか。

原因としては、書いてあったんですけど、落雪、圧雪によりネジが緩んだのではないか、損傷したのではないかということは書いてあったんですけども、その点について1点お伺いしたいのと、また、あと2点目なんですけど、金額の方、産業廃棄物として処理業者に委託するということでしたけれど、89万8,000円だったと思うんですが、これだけの金額になった理由、それについてももう少し詳しくお聞きしたいと思います。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 上地議員の御質問にお答えしたいと思います。

事故が判明した日時が、平成29年4月27日、時間については、午前11時頃ということで、最初の発見者が海洋センターの職員ということで、発見いただいた後に教育委員会に連絡がきたということで、その前の状況については、確認できていないということで、4月27日に初めて判明したということになっております。

それから、産業廃棄物処理料としまして、99万円の予算を今回、計上させていただきますが、これについては、やはり産業廃棄物ということで、一般廃棄物と違まして、金額がある程度高額になってきているところでございます。

内訳といたしましては、処分費に72万円、梱包及び運搬費17万6,000円、諸経費等もろもろ合わせまして、細かい数字を申し上げますと、98万9,280円ということになってございます。

処分費につきましては、今回、人力と機械で掘削させていただきましたが、9トンほどの量になっております。

1トン当たり、油が混入しているということも含めまして、8万円という金額で積算になっておりますので、合わせますと72万円という金額になるところでございます。

それと4月に今回、雪解け後に発見したということもございますけども、融雪前に消防ともタンクの確認は行わせていただいておりますが、雪降る前の時点では、異常はなかったということで確認しているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

◇議 長 1番 上地議員。

◇上地議員 雪が降る前に確認したということはわかったのですが、2点目の1トン8万円で、確か委員長からお聞きしたんですけど、別海町の業者が行うということだったのですが、近隣の産廃業者とかでは処分できないということでいいですか。その点について。

◇議 長 生涯学習課長。

◇生涯学習課長 はい、ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

近隣の美幌町等にもあるかもしれませんが、産業廃棄物の処理の項目によって場所が限られてきております。

別海以外については、最初に町外業者に確認しましたところ、留辺蘂のイトムカ

の方でも処理できるということで確認しておりますが、そちらにつきましては今回の別海よりも、金額が高いということで別海の方の産業廃棄物処理場、そちらの方に出すということで、現在、進めていると言いますか、見積もりをいただいているということでございます。

◇議 長 そのほか質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

◇議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◇議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号 平成29年度大空町一般会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

◇議 長 これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成29年第2回大空町議会臨時会を閉会します。大変お疲れさまでした。

(閉会 午後 0時19分)